

概要版

明石市高齢者いきいき福祉計画 及び

第9期介護保険事業計画

2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）

2024年（令和6年）3月

明石市

基本 理念

いくつになっても自分らしく 地域で支え合い、 安心して暮らせるまち あかし

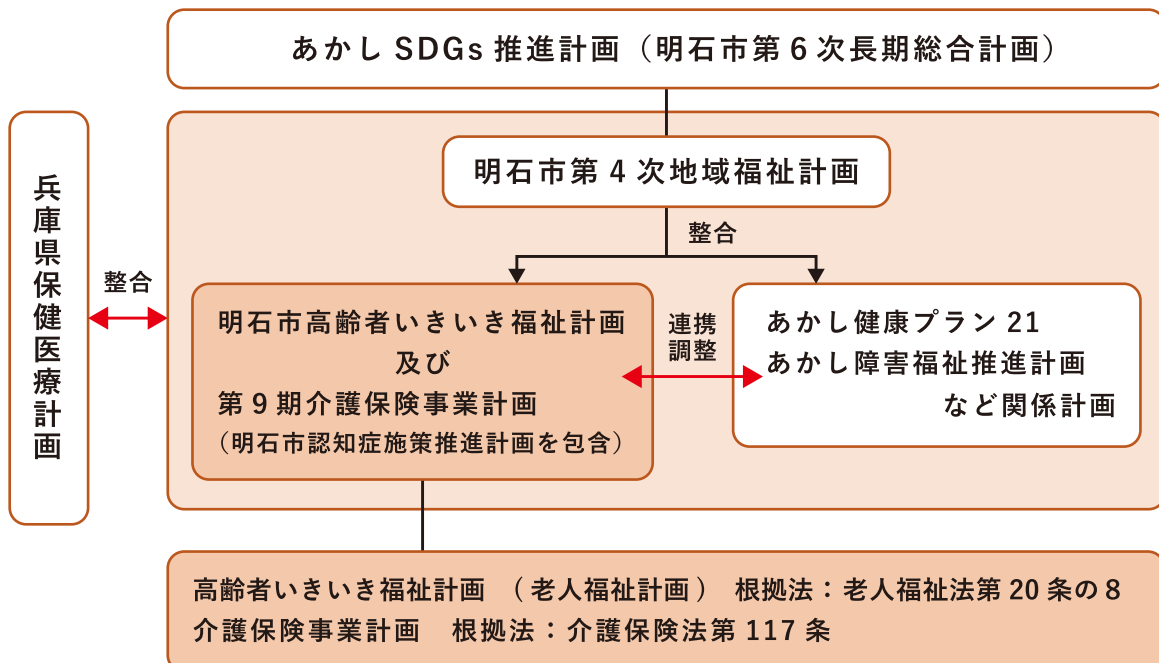
わが国は、「超高齢社会」から少子高齢化の進行により、出生数が減少し、高齢者の死亡数が増加する「人口減少社会」が到来しています。単身世帯の増加や世帯規模の縮小が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加する中、高齢者の社会的孤立も懸念されています。

介護・介助を必要とする高齢者や多様で複雑化・複合化したニーズを抱える世帯が顕在化する中、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域社会の活力を維持し、地域全体で支えていく取組が必要です。また、誰もがいくつになっても元気に活躍し続けられる社会づくりを進めていくことも求められるようになっていきます。

このような中で、本市の高齢者福祉の基本理念については、最上位計画である「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」や福祉分野の上位計画である「明石市第4次地域福祉計画」の基本理念との整合を図るとともに、明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画の基本的な考え方やその歩みを引継ぎ、「いくつになっても自分らしく 地域で支え合い、安心して暮らせるまち あかし」と定めます。

I 第9期計画の策定趣旨・位置づけ

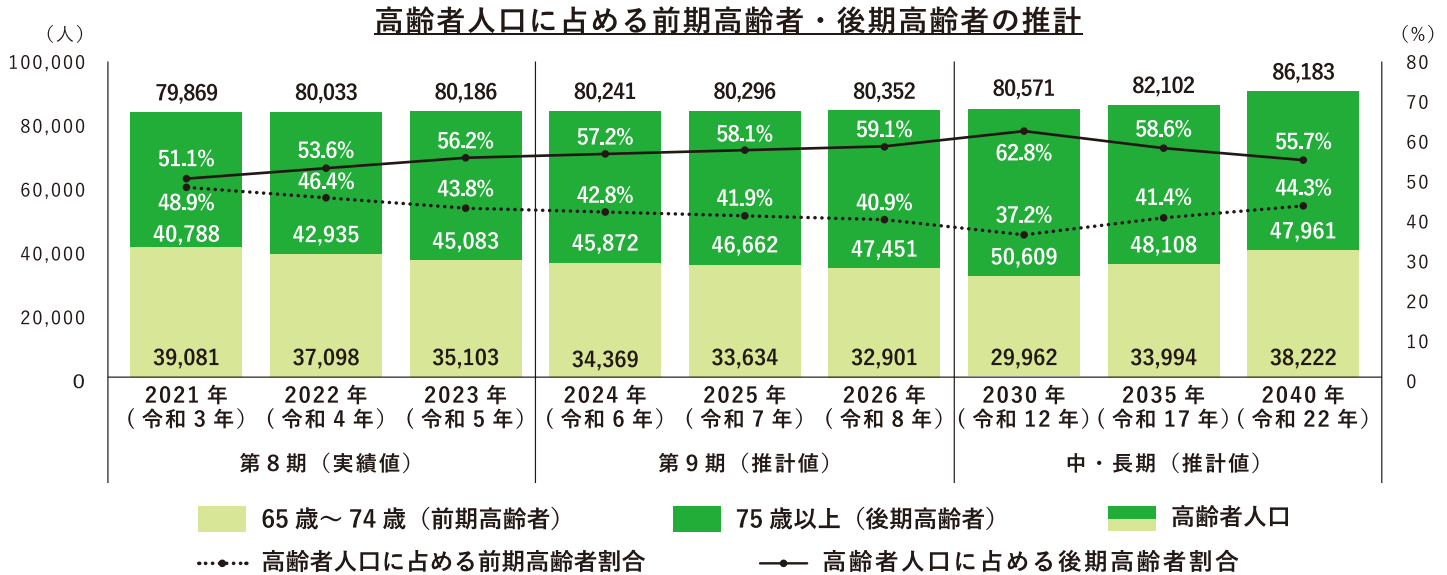
本計画では、高齢者福祉や認知症に関する施策をはじめ、生きがいづくりや支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性や具体的な取組、計画的な介護サービスの基盤整備等について定め、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを一層推進し、高齢者をはじめあらゆる世代の市民が支え合い、自分らしくともに暮らせる地域共生社会の実現を目指します。



II 高齢者福祉を取り巻く概況

(1) 高齢者人口の推計

高齢者人口は緩やかに増加しており、2023年（令和5年）は80,186人で、高齢者人口に占める前期高齢者と後期高齢者の割合は、前期高齢者が43.8%、後期高齢者が56.2%となっています。2030年（令和12年）までは後期高齢者の割合は上昇し、その後はいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け前期高齢者の割合が上昇すると見込まれます。

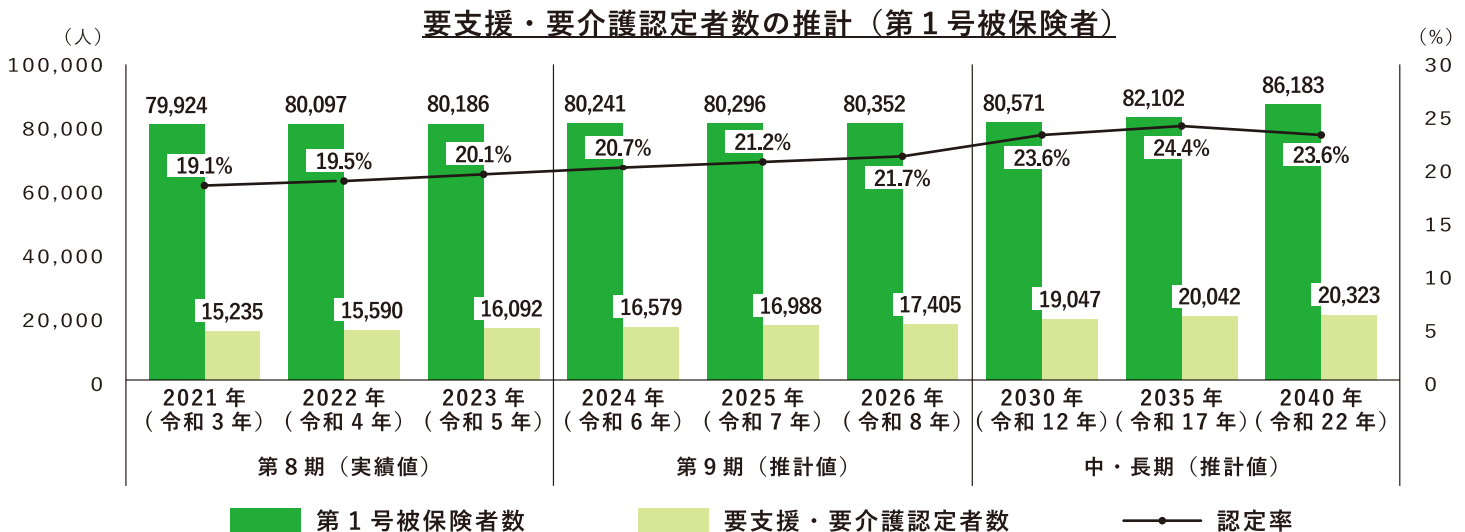


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2024年（令和6年）以降は、2023年（令和5年）10月1日現在の住民基本台帳人口に基づきコーホート要因法で推計

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、2023年（令和5年）は16,092人と、2021年（令和3年）の15,235人から857人増加しており、今後も増加傾向が続き、2040年（令和22年）には20,323人になると見込まれます。認定率については、2023年（令和5年）は20.1%で、その後2035年（令和17年）までは、上昇傾向が続くと見込まれます。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」9月末日現在、

2024年（令和6年）以降は2023年（令和5年）10月1日現在の住民基本台帳人口に基づいたコーホート要因法による推計に性別・5歳階級別の認定率（令和3年～5年平均）を乗じて算定

※ 「認定率」は、要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した数

基本目標

支援の必要な人に必要な支援が行き届き、 高齢者がいきいき活躍できるまち

本計画の基本理念の実現に向け、「支援の必要な人に必要な支援が行き届き、高齢者がいきいき活躍できるまち」を基本目標として、第8期計画での施策の方向性を継続しつつ、健康長寿社会を目指し、生きがいつくり、社会参画による地域での支え合いや地域づくりをひとつの基本方針とするなど、政策目標の視点から5つの基本方針のもとで取組を進めるものとします。



基本方針1 地域ネットワークの充実

加齢や障害による心身の機能低下をはじめとしたさまざまな生活上の困難を抱える人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、介護や介護予防、生活支援、医療、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの理念を普遍化し、切れ目のない支援の実現に向けた地域ネットワークの充実を図ります。

【取り組む施策】

- (1) 重層的支援の推進
- (2) 地域包括支援センターの機能強化
- (3) 介護予防と自立支援の推進
(介護予防・日常生活支援総合事業)
- (4) 地域ケア会議の推進
- (5) 在宅医療・介護連携の推進
- (6) 在宅生活の支援
- (7) 高齢者の住まいの安定確保

基本方針2 適切な介護保険サービスの確保

2040年（令和22年）を見据えた中長期的な視点で、人口動態や介護ニーズの見込み等を適切にとらえ、高齢者が住み慣れた地域で、支援が必要になった場合も、安全・安心に暮らし続けられるよう、適切な介護サービスの確保、介護人材の確保・定着への支援、介護給付の適正化等に向け取組を進めます。

【取り組む施策】

- (1) 在宅サービスの促進
- (2) 施設サービスの充実
- (3) 介護保険サービスの質の向上
- (4) 介護保険サービスの適正利用の促進
- (5) 介護人材の確保・育成への支援
- (6) 感染症対策の促進

基本方針3 認知症の人や家族等への支援の充実

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえ、「明石市認知症あんしんまちづくり条例」に基づき、「本人の尊厳確保」「本人及び家族への支援」「地域での支え合い」を基本理念として、認知症の人及び家族等の意見や視点を重視しながら、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。
(認知症基本法に基づく「明石市認知症施策推進計画」として位置づけます。)

【取り組む施策】

- (1) 認知症の理解促進
- (2) 早期の気づき・早期支援の推進
- (3) 本人の尊厳確保
- (4) 医療・介護体制の充実
- (5) 見守り・地域支援体制の充実
- (6) 若年性認知症の人への支援



基本方針4 権利擁護の取組の推進

高齢期を迎えて介護・介助が必要となっても、自分が暮らしたいと思う地域で、尊厳が損なわれることなく安心して生活できるよう、その人の権利や財産を守り、権利侵害に対しては保護や支援を含めた総合的な取組を積極的に推進します。

【取り組む施策】

- (1) 成年後見制度の普及促進
- (2) 高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応

基本方針5 支え合い、いきいき暮らせる地域づくり

いつまでも健やかで自立した生活を送れるよう、高齢者の多様な生きがいがづくりの推進を図るとともに、高齢者が地域社会の一員としてつながりを持ち、経験や知識を活かして地域活動の担い手としていきいきと活躍できるよう、社会参画のための機会づくりを進めます。

災害発生時に支援が必要な人が安全・安心に避難できるよう、平常時より行政と関係機関が連携し、研修や訓練等が行えるよう支援体制の整備を行います。

【取り組む施策】

- (1) 健康づくりの推進・意識の向上
- (2) 生きがいがづくりと社会参画の促進
- (3) 生活支援体制整備の推進
- (4) 見守り体制の充実
- (5) 災害対策の充実

明石市の取組「オレンジサポーター」

「あかしオレンジサポーター協力事業所」(基本方針3の具体的な取組)

「オレンジサポーター」は、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、できる範囲で認知症の人やその家族を手助けする人のことです。「オレンジサポーター養成講座」を受講するだけで誰でもなることができます。

また、従業員等の複数名が「オレンジサポーター養成講座」を受けている事業所や店舗、団体等は「あかしオレンジサポーター協力事業所」として認定を受けることができます。



講座受講者には「オレンジリング」が交付されます!



明石市の取組「介護マーク」

(基本方針5の具体的な取組)

介護をする方・介護を受ける方が安心して外出でき、周囲の人が温かく見守ることができるように、介護中であることをさりげなく周囲にわかってもらうためのものです。

【配布場所】

市役所地域共生社会室、各地域総合支援センター



IV 介護保険事業等の今後の見込み

(1) 介護保険施設及び居住系サービスにおける整備計画

2040年（令和22年）を見据えた中長期的な推計必要量、本市の介護保険施設等の整備状況や、国や兵庫県の介護保険施設等の整備方針を踏まえて、介護保険施設等の整備計画を策定しました。

	第8期（実績値）			第9期（計画値）			中・長期	
	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2030年度 （令和12年度）	2035年度 （令和17年度）
介護老人福祉施設	1,120床	1,120床	1,155床	1,155床	1,155床	1,155床	1,155床	1,155床
地域密着型 介護老人福祉施設	87床	87床	87床	87床	116床	145床	145床	145床
介護老人保健施設	596床	596床	596床	596床	596床	596床	596床	596床
介護医療院※	0床	0床	0床	0床	50床	50床	100床	100床
認知症対応型 共同生活介護	375床	393床	411床	411床	429床	447床	483床	501床
特定施設入居者 生活介護（混合型）	574床	644床	704床	704床	804床	974床	1,174床	1,374床

※各年度末における整備床数の累計です。

※介護医療院は、新設又は医療療養病床からの転換を見込んでいます。

(2) 第9期計画期間における総事業費見込額

第9期計画期間における総事業費見込額（約805億円）に、介護保険事業の財源構成、調整交付金交付割合などを勘案して算出すると、3年間の保険料収納必要額は約186億円と見込まれます。

（単位：千円）

	第9期			合計
	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	
総事業費	25,845,480	26,833,855	27,872,585	80,551,920
標準給付費	24,030,251	24,985,791	25,984,375	75,000,417
地域支援事業費	1,761,924	1,794,759	1,834,905	5,391,588
保健福祉事業費	53,305	53,305	53,305	159,915

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

(3) 第1号被保険者の介護保険料基準額

2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料基準額は、介護保険給付費準備基金を約14.9億円活用し、月額6,200円、年額74,400円とします。

第9期介護保険料の保険料段階

保険料段階	対象者		賦課割合	保険料 (年額)	軽減適用後 保険料 (年間)
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者		基準額 ×0.455 (×0.285)※	33,852円	21,204円
第2段階	本人が市民税非課税	世帯員全員が市民税非課税 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の者	基準額 ×0.685 (×0.485)※	50,964円	36,084円
第3段階		世帯員全員が市民税非課税 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円超の者	基準額 ×0.69 (×0.685)※	51,336円	50,964円
第4段階		世帯員に市民税課税者がいる 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者	基準額 ×0.85	63,240円	
第5段階		世帯員に市民税課税者がいる 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超の者	基準額 6,200円	74,400円	
第6段階		本人が市民税課税	前年分の合計所得金額が60万円以下の者	基準額 ×1.05	78,120円
第7段階	前年分の合計所得金額が60万円超120万円未満の者		基準額 ×1.18	87,792円	
第8段階	前年分の合計所得金額が120万円以上150万円未満の者		基準額 ×1.22	90,768円	
第9段階	前年分の合計所得金額が150万円以上210万円未満の者		基準額 ×1.28	95,232円	
第10段階	前年分の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者		基準額 ×1.50	111,600円	
第11段階	前年分の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者		基準額 ×1.70	126,480円	
第12段階	前年分の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者		基準額 ×1.90	141,360円	
第13段階	前年分の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者		基準額 ×2.10	156,240円	
第14段階	前年分の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者		基準額 ×2.30	171,120円	
第15段階	前年分の合計所得金額が720万円以上820万円未満の者		基準額 ×2.40	178,560円	
第16段階	前年分の合計所得金額が820万円以上の者		基準額 ×2.50	186,000円	

※第1から第3段階の()内の賦課割合は、別枠公費投入による軽減後の賦課割合を示しています。

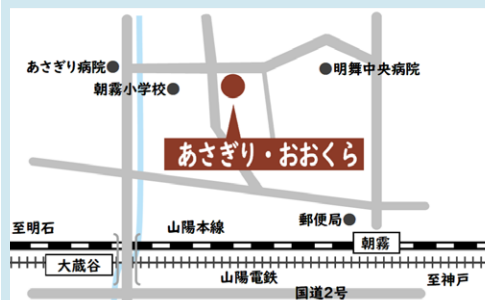
地域総合支援センターでは、福祉に関するさまざまな相談を受け付けています。

お住まいの地域を担当する 地域総合支援センターをご利用ください。

【開所時間】月～金曜日の午前8時55分～午後5時40分

【閉所時間】土曜・日曜・祝日 年末年始（12月29日～1月3日）

あさぎり・おおくら総合支援センター



- 担当中学校区 朝霧・大蔵
- 所在地 あさぎり福祉センター内
(松が丘5丁目7-22)
- 電話 078-915-0091
- FAX 078-915-0092

きんじょう・きぬがわ総合支援センター



- 担当中学校区 錦城・衣川
- 所在地 明石市役所北庁舎1階
(旧保健センター)
(相生町2丁目5-15)
- 電話 078-915-2631
- FAX 078-915-2632

にしあかし総合支援センター



- 担当中学校区 望海・野々池
- 所在地 総合福祉センター1階
(貴崎1丁目5-13)
- 電話 078-924-9113
- FAX 078-925-2799

おおくぼ総合支援センター



- 担当中学校区 大久保・大久保北・
江井島・高丘
- 所在地 夜間休日応急診療所2階
(大久保八木743-33)
- 電話 078-934-8986
- FAX 078-934-8987

うおずみ総合支援センター



- 担当中学校区 魚住東・魚住
- 所在地 魚住市民センター2階
(魚住町西岡500-1)
- 電話 078-948-5081
- FAX 078-948-5082

ふたみ総合支援センター



- 担当中学校区 二見
- 所在地 ふれあいプラザあかし西
1階
(二見町東二見1836-1)
- 電話 078-945-3170
- FAX 078-945-3171

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画

2024年(令和6年)3月

編集・発行/明石市 福祉局高齢者総合支援室

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

■高年福祉担当：電話(078)918-5166

■介護保険担当：電話(078)918-5091